

調査票情報等の利用、提供等に関する
統計法の改正について（案）

平成 30 年 4 月

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会

統計の改善については、近年、経済財政諮問会議や統計委員会など様々な場所で活発な議論が行われてきたが、特に、経済財政諮問会議において、平成28年末に「統計改革の基本方針」が決定されたことを機に、政府一体となった統計改革が始まった。そして、平成29年1月に設置された、内閣官房長官を議長とする統計改革推進会議では、統計改革に係る様々な論点について濃密な議論が重ねられ、5月には「最終取りまとめ」が示された。この中では、現行の統計関連法制について、総合的に見直しを行うこととされており、特に、調査票情報等の利用、提供等の拡大のための法制的な論点の整理を行うことが急務となった。

本研究会は、このような課題について、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、総務省政策統括官（統計基準担当）の求めにより開催されたものである。もともと、本研究会における、非公式の意見交換も含めた平成29年9月から30年4月までの検討においては、調査票情報等の利用、提供制度にとどまらず、これと一定の関連を有することから、統計関連法制の他の改正項目、すなわち、統計委員会の機能強化、事業所母集団データベースの提供範囲の拡大及び基幹統計の作成等における協力要請制度（責務規定等の新設）についても議論を行うなど、結果的には、当初の予定よりも相当幅広い議論を行うこととなった。

これらの議論は、平成30年3月6日に閣議決定された「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」において活用されたところであるが、さらにこれまでの議論を整理し、今後の政省令の整備に反映することはもとより、改正法の解釈、運用において活かすため、本研究会として、本報告書を取りまとめることとしたものである。

目 次

I	調査票情報等の利用及び提供に関する制度の整備について	1
1	制度の現状	1
2	改正案の内容	2
II	他の改正事項について	6
II-1	統計委員会の機能強化について	6
1	統計委員会について	6
2	改正案の内容	7
II-2	事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受ける ことができる調査の範囲等の拡大について	9
1	提供対象者の拡大（背景及び改正案の内容）	9
2	提供対象となる調査の拡大（背景及び改正案の内容）	10
II-3	責務等規定の新設等について	11
1	背景	11
2	改正案の内容	11
III	今後の課題について	13

参考資料

参考資料 1	調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会の開催について	15
参考資料 2	調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会の開催実績	17
参考資料 3	統計ユーザーのニーズに関する調査（実施結果）（抜粋）	18
参考資料 4	「公的統計の改善に向けた提言」（2016年4月19日一般社団法人日本 経済団体連合会）（抜粋）	19
参考資料 5	統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月統計改革推進会議） （抜粋）	20
参考資料 6	関係図表	21

I 調査票情報等の利用及び提供に関する制度の整備について

1 制度の現状

○ 統計調査の調査票情報は、一義的には、当該統計調査が目的とした統計の作成に用いられるものであるが、その有効活用を図る観点から、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）では、①調査票情報の二次利用（法第32条）、②調査票情報の提供（法第33条）、③委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）（法第34条）、④匿名データの作成・提供（法第35条・第36条）の制度が設けられている。

○ ①は、調査実施者（行政機関の長又は届出独立行政法人等）が自ら調査票情報を利用する制度であり、②は、調査実施者が調査実施者以外の者に調査票情報を提供する制度である。

調査票情報は、個人又は法人を識別し得るものであり、提供を受ける者が分析・加工等を行う際の価値は高い一方、無制限に提供することは、秘密漏えいのリスクが高まり^{※1}、また、統計調査への協力により社会に貢献をしているとの被調査者の認識を損ない、統計調査への国民の信頼を損なうおそれがある。このため、②については、行政機関等^{※2}その他これに準ずる者として総務省令で定める者^{※3}が統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合、又はこれと同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの^{※4}を行う者が当該統計の作成等を行う場合に提供することとしている。

※1 調査票情報の提供を受けた者には、適正管理義務、目的外利用・提供の禁止、守秘義務が課される（法第42条・第43条）。

※2 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等

※3 会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

※4 行政機関等との共同研究や補助金を受けた調査研究に係るもの等を規定

○ ③・④は、調査票情報そのものは提供しない形態であるため、秘密が漏えいした場合のリスクは調査票情報の場合よりは低いこと等から、以下のとおり、調査票情報よりも公益性の条件が緩和されている。

③は、一般からの委託に応じ、調査実施者が、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合に統計の作成等を行う制度である。無制限に委託に応じることは統計調査への国民の信頼を損なうおそれがあるため、総務省令では、学術研究や高等教育の発展に資する場合に限定している。

④は、一般からの求めに応じ、調査実施者が、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合に匿名データの提供を行う制度である。③と異なり、法律上、統計の作成等を目的としない場合にも提供可能となっているが、無制限に提供することは統計調査への国民の信頼を損なうおそれがあるため、総務省令では、③と同様の場合における統計の作成等に限定して提供することを規定している。

2 改正案の内容

近年、ICTの発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まり等に対応し、統計調査への国民の信頼が損なわれないように留意しつつ、調査票情報の更なる有効活用を図ることとする[※]。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月）等に基づき、証拠に基づく政策立案（EBPM）と統計の改革を車の両輪として、一体的に推進する。・・・ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進・・・などの取組を推進する」とされており、調査票情報の二次的利用の拡大に向けた取組の推進が必要となっている。

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）でも、「官民の保有するデータの可能な限りの相互オープン化」が打ち出されている。

（1）調査票情報の提供対象の拡大

- 学術研究の発展に資する統計の作成等を行う場合に、オーダーメイド集計や匿名データの提供の制度は利用できる一方、調査票情報の提供制度は法第33条の条件に該当しない限り利用できない状況にあり、研究者を中心に調査票情報の提供を求めるニーズが高まっていることを踏まえ、今般、調査票情報の提供対象を拡大し、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う場合には調査票情報の提供をできるようにする。こうした民間への提供対象の拡大は、民間も公的任務を担う主体であるべきという公私協働の流れにも合致するものである。また、調査票情報の有効活用を図るため、学術研究の発展に資する統計の作成等と同様に、調査票情報の提供を受けて行うことについて「相当の公益性」^{※1}を有する統計の作成等を行う場合は調査票情報を提供できるようにすることとするが、対象となる統計の作成等は、公的統計を取り巻く環境等の変化に応じて柔軟に対応できるように総務省令^{※2}で規定することとする。

なお、法第33条に用いられている「同等の公益性」は、公的機関以外の者（研究者等）による調査票情報の利用が公的機関による利用と同等視できる特定の一私人の利益を超えた広い公益性を意味するものであるのに対し、上記の「相当の公益性」は、調査票情報の提供を受けて統計の作成等を行うことについて国民の統計調査に対する信頼が損なわれないような公益性を意味するもので、公益の程度は「同等の公益性」より低いものである。

※1 「相当の公益性」における「相当の」とは、法令用語辞典によれば、不確定多義概念の一種で、社会通念上、客観的にみて合理的ないしふさわしいという意味を持つものとされており、「相当の公益性」を有する統計の作成等の具体的内容は、二次的利用の種類（調査票情報の提供か、オーダーメイド集計又は匿名データの提供か）により異なる。

※2 調査票情報は個体識別性があり、その提供を受けることについて相当の公益性を有する統計の作成等の具体的内容を総務省令で規定する際には、調査票情報の提供対象の拡大による秘密漏えいのリスクへの国民の不安感に配慮することが必要となる。この点、オーダーメイド集計や匿名データの提供では、学術研究の発展や高等教育の発展に資する統計の作成等を提供条件とし、平成19年の法改正による制度導入後約10年間安定し

て運用してきており、当該条件であれば調査票情報の提供条件としても国民の不安感を徒に高めることにはならないと考えられるため、総務省令では当該条件を規定することとする。

- 調査票情報の提供対象を拡大するに当たっては、統計調査への国民の信頼を損なわないよう、拡大された提供を受けた者にも守秘義務を課すこととともに、調査票情報の利用の透明性確保及び利用の成果（調査票情報の利用により作成された統計等）を広く社会に還元して活用促進を図る観点から、①調査実施者は、調査票情報を提供したときは、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称や提供した調査票情報に係る統計調査の名称等を公表し、②調査票情報の提供を受けた者は、作成した統計や行った統計的研究の成果を遅滞なく調査実施者に提出し、③調査実施者は、提出された統計又は統計的研究の成果等を公表することとする*。

※ 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）についても、調査票情報の利用の透明性を確保する観点から、上記①～③の制度を導入することとする。

（2）オーダーメイド集計

- 上記（1）の導入に合わせて、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの*について、一般からの委託に応じた統計の作成等を行うこととする。

※ 本制度は、平成19年の法改正による導入後10年間にわたり安定して運用してきており、また、個体識別性のある調査票情報自体が提供されるものではないことから、提供対象を拡大しても、国民の統計調査に対する信頼を損なうおそれが小さいと考えられる。このため、総務省令では、従来よりも要件を緩和し、官民データ活用推進基本計画において、我が国が対応すべき諸課題に対しデータの利活用により解決が期待できる分野とされている8つの重点分野（①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災、⑧移動）のいずれかに係る統計の作成等であって、委託をする者から当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等につながることを示された場合、利用できる旨を規定することとする。

- また、調査票情報の利用の透明性を確保する観点から、調査実施者は、①一般からの委託に応じて統計の作成等を行うこととしたときは、委託をした者の氏名又は名称や利用する調査票情報に係る統計調査の名称等を公表し、②統計の作成等を行ったときは、作成した統計又は統計的研究の成果等を公表することとする。

（3）匿名データの提供

- 上記（1）の導入に合わせて、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるもの*を行う者に匿名データを提供することとする。

※ 上記（２）の※と同様の条件を総務省令で規定することとする。

- また、匿名データの提供の透明性を確保する観点から、①調査実施者は、匿名データを提供したときは、匿名データの提供を受けた者の氏名又は名称や提供した匿名データに係る統計調査の名称等を公表し、②匿名データの提供を受けた者は、作成した統計や行った統計的研究の成果を遅滞なく調査実施者に提出し、③調査実施者は、提出された統計又は統計的研究の成果等を公表することとする。

（４）調査票情報等の保護

法第 39 条では、行政機関の長等に対して調査票情報等の適正な管理が義務付けられ、法第 42 条では、調査票情報等の提供を受けた者に対して適正な管理が義務付けられている。これについては、他の情報保護法制でも、現行の法と同様、具体的な適正管理義務の内容を指針等で規定している例もあるが、これについては、国民の信頼を確保するため、今般、調査票情報の提供を受けた者の適正管理義務の具体的な内容を総務省令で定めることとする。

なお、総務省令で定める具体的な内容としては、例えば、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）における行政機関非識別加工情報（行政機関が保有する個人情報を特定の個人を識別できないよう加工したもの）の場合、個人情報保護委員会規則において、安全確保措置として、当該情報を取り扱う者の権限及び責任者の明確化、取扱いに関する規定類の整備等が規定されており、こうした内容を参考に規定することを想定している。

（５）手数料徴収対象の追加

学術研究の発展に資する統計の作成等を目的とする者等へ調査票情報を提供する新たな類型を導入するに当たり、この調査票情報の提供も、その性格が委託による統計の作成等と同じく一私人の要求に対して役務を提供するものであることから、本提供制度を利用しない者との間の負担の公平性を確保するため、受益者負担の原則に立ち、被提供者から手数料を徴収することとする。

なお、政令において具体的な手数料を定めるに当たっては、現在、手数料を徴収しているオーダーメイド集計等では、利用者から手数料額が高すぎるとの声があることをも踏まえ、十分検討する必要がある。

（６）統計委員会の意見の聴取

今回、統計委員会の機能を強化し、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議の対象とするに当たり（p.7 参照）、統計調査の目的以外に調査票を用いる条件にかかわる省令の制定又は改廃をしようとするときは、統計委員会の意見を聴取することとする。

(7) 独立行政法人統計センターへの事務の委託

- 法第 37 条では、国の行政機関の長等が全部委託をする場合に政令で定める独立行政法人等(統計法施行令第 12 条において独立行政法人統計センターを規定)に委託をしなければならない事務を規定しており、現在、当該事務としては、手数料を徴収する事務(㉞一般からの委託を受けて行う統計の作成等(第 34 条)、㉟匿名データの提供(第 36 条))が規定されている。

- 法第 37 条については、同条の規定が施行されて約 10 年が経過し、その間、独立行政法人統計センター以外に㉞・㉟の事務を受託して適切に実施できる他の独立行政法人等は現れなかったことから※、今回、㉞・㉟の事務を全部委託する場合は独立行政法人統計センターに委託しなければならないこととする。

※ 法附則第 17 条では、法施行後 5 年を目途として法第 37 条の規定の施行の状況を勘案し必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。このため、平成 26 年に関係行政機関等に対し、独立行政法人統計センター以外に追加すべき独立行政法人等を照会した結果、追加すべき独立行政法人等の回答はなく、現在も追加の意見は寄せられていない。

- また、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の相当の公益性を有する統計の作成等を行う者に対する調査票情報の提供は手数料を徴収して行うこととすることから、全部委託する場合の事務の対象に当該手数料を徴収する事務を追加する。

Ⅱ 他の改正事項について

Ⅱ－１ 統計委員会の機能強化について

1 統計委員会について

(1) 位置付け

統計委員会は、所管府省の大臣（総務大臣）に加え、他の関係大臣（内閣総理大臣等）から諮問を受けることから、政令ではなく、法律により設置される法施行型審議会※（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の「審議会等」）である。

※ 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、『「法施行型審議会」とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要な付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう』とされている。

(2) 所掌事務

統計委員会は、「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。」（法第45条）とされており、以下の事項を調査審議することとされている。

意見を聴かなければならない者	統計委員会が調査審議する事項 (左欄の者が意見を聴かなければならない事項)
総務大臣	①公的統計の整備に関する基本的な計画の案（法第4条第4項等） ②基幹統計の指定、指定の変更又は解除（法第7条第1項等） ③基幹統計調査の申請（法第9条第4項） ④基幹統計調査の変更又は中止の申請（法第11条第2項） ⑤基幹統計調査に関する措置要求（法第12条第2項） ⑥統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法に対する改善意見（法第26条第3項） ⑦統計基準の設定（法第28条第2項） ⑧基幹統計の作成のための関係機関への総務大臣による協力要請（法第31条第2項）
内閣総理大臣	⑨国民経済計算の作成基準の策定（法第6条第2項）
行政機関の長	⑩基幹統計調査に係る匿名データの作成（法第35条第2項）

また、委員会は、⑪その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが可能であり（法第50条）、⑫総務大臣による法の施行状況の報告（法第55条第2項）があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる（法第55条第3項）こととされている。

2 改正案の内容

統計委員会は、平成 19 年の法改正において、基本的政策型審議会へ変更することも検討されたが、結局、法施行型審議会として整理された。

今回の改正に当たっては、統計改革推進会議「最終取りまとめ」等をも踏まえ、また、統計行政の基本的な政策を審議する他の基本的政策型審議会も存在しないことから、当時の整理を改めて、統計委員会を基本的政策型審議会に変更し、必要な所掌事務の追加及び体制の強化を行うこととする。

(参考)「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)(抜粋)

『「基本的政策型審議会」とは、行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいい、「法施行型審議会」とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要な付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう』

(1) 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議

基本的政策型審議会の所掌事務規定においては、「〇〇に関する重要事項」や「〇〇に関する基本的事項」等の調査審議を行うという規定を置くことにより、「〇〇」に関する幅広い事項について、社会情勢の変化に応じて機動的に諮問することを可能としていることから、今回、統計委員会において、総務大臣の諮問に応じ、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議ができるようにすることとする。

(2) (諮問なく行う) 意見陳述

統計改革推進会議「最終取りまとめ」においては、統計委員会が、諮問によらず、自らの判断により課題を設定して審議を行い、建議を行う仕組みを整備することが提言されている。

他の基本的政策型審議会においても、諮問を受けて調査審議する「重要事項」や「基本的事項」等について、多くの場合、審議会が自ら意見を述べることを可能としている。

統計委員会についても、諮問を待たずに政策の方向性などについて機動的に意見を述べることを可能とすることにより、基本的政策型審議会としてその役割をより効果的に果たすことができると考えられることから、総務大臣から諮問を受ける公的統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項について、必要な場合には統計委員会が自ら意見を述べるができることとする。

(3) 基本計画の実施状況についての勧告及び勧告に対する報告

統計改革推進会議「最終取りまとめ」において、統計委員会に勧告権を付与することやフォローアップ機能を整備することが提言されている。

ア 基本計画の実施状況についての勧告

基本計画は、分散型統計機構の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために、政府に作成を義務付け、閣議決定することとされているものである。

基本計画は、総務省だけではなく関係行政機関も含めた政府全体としての施策について合意しているものであり、その内容は確実な実施が求められることから、基本計画に位置付けられた事項について十分な対応が行われないような状況が生じないように、統計委員会が基本計画の実施状況を調査審議し、必要な場合には、統計及び統計制度に関する基本的事項の企画立案や統計調査の審査・調整等を担う立場にある総務大臣に対し勧告し、又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に対し勧告ができるようにすることとする。

イ 勧告に対する報告

勧告を受けた者が、講じた施策や勧告どおりに施策を実施しなかった場合にはその理由を統計委員会に直接報告することによって、勧告の実効性を担保するため、勧告を受けた関係行政機関の長は、勧告に対して講じた施策について統計委員会に報告しなければならないこととする。

(4) 政省令の改廃に当たっての委員会の意見の聴取

今回、統計委員会の機能を強化するに当たり、以下の①～③に該当する政令の制定又は改廃の立案、省令の制定又は改廃をしようとするときは、統計委員会の意見を聴取することとする。

- ① 公的統計、統計調査、基幹統計等の定義など、公的統計の作成の基本的枠組みに関するもの
- ② 国民に向けて広く周知すべき内容に関するもの
- ③ 統計調査の目的以外に調査票を用いる条件にかかわるもの

なお、統計委員会の意見聴取が必要な政省令であっても、統計委員会が軽微な事項であると認めるものについては意見聴取を不要とし、また必要に応じて委員長の一任をもって委員会の議決とすることができる旨の運営規則を作るなど、適正かつ効率的な運用を可能とすることとする。

(5) 幹事の設置

統計改革推進会議「最終取りまとめ」においては、「統計委員会を補佐する機関として、統計幹事（仮称。以下同じ。）及び総括統計幹事（仮称。以下同じ。）を設置する」ことが提言されている。

現行の法において、統計委員会は、「その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができる」（法第50条）とされている。今般、統計委員会を基本的政策型の審議会に変更し所掌事務を追加することに伴い、統計委員会を補佐する体制を強化するため、総務省及び関係行政機関の職員から幹事[※]を任命し、統計委員会に設置することとする。

※ 各府省の統計部門を取りまとめる責任者及び政府全体の統計の事務責任者をそれぞれ充てる。

Ⅱ－２ 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大について

1 提供対象者の拡大（背景及び改正案の内容）

- 事業所母集団データベース（以下「DB」という。）は、総務大臣が、「正確かつ効率的な統計の作成」及び「統計調査における被調査者の負担の軽減」に資する^{※1}ことを目的として、統計調査の調査票情報等を利用して整備するものであり、平成19年の制度導入時、DBに記録された情報（以下「DB情報」という。）は、その責務が及ぶ全ての公的統計の作成主体である行政機関等（行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等）をその提供対象とすることが合理的であるとされていた。

他方、DB情報の情報源である被調査者等、ひいては公的統計に対する国民の信頼を確保する観点から、DB情報の提供による効果がより見込まれる、事業所を対象とした大規模な統計調査を実施し得る者として、まずは政令で定める地方公共団体^{※2}及び届出独立行政法人等^{※3}から提供対象とすることとされた。

※1 最新で的確な母集団に基づくより正確な統計調査の実施と統計の作成、企業の基礎情報や報告事項のプレプリント機能を活用した被調査者の負担軽減につながる。

※2 都道府県及び指定都市（統計法施行令第7条第1項）

※3 日本銀行（統計法施行令第8条第1項）

- 公的統計の作成に際しては、被調査者の負担軽減や精度向上が一層求められており、

- ・現在、DB情報の提供対象外である公的統計の作成主体（政令で定める地方公共団体以外の地方公共団体や届出独立行政法人等以外の独立行政法人等）は約1,700に及び、DB情報の利用ニーズが高いこと
- ・DBの運用開始から7年程度が経過した現在までの間、DB情報の管理等が法の規律（法第39条（適正管理義務）、第40条（目的外利用・提供の禁止）、第41条（守秘義務））の下に適切に行われており、被調査者である事業者にもDB情報の活用による負担軽減効果が認識されてきたこと

等に鑑みると、現在提供対象外である公的統計の作成主体にDB情報を提供しその効果を及ぼすことは有効であり、また、被調査者等の公的統計に対する信頼を損なうとは言えないと考えられる。このため、今回、DB情報の提供対象者を政令で定める地方公共団体以外の地方公共団体や届出独立行政法人等以外の独立行政法人等に拡大することとする。

なお、DB情報の提供対象者を、学術研究目的での利用を希望する研究者にまで広げることにしても検討を行ったが、そもそもDBは、公的統計の作成のためのものであることを前提として関係機関から情報の提供を受けており、DBの在り方を抜本的に見直さない限り、学術研究のためにDB情報を研究者に提供することは困難であると考えられることから、今回の改正では見送ることとする。

- 新たな提供対象者には、既存の対象者と同様に、DB 情報について適正管理義務、目的外利用・提供の禁止及び守秘義務を課すこととする。また、DB 情報の提供制度の運用実績等を把握するため、法の施行状況に関する報告要求の対象に今般の拡大対象を加えることとする。

2 提供対象となる調査の拡大（背景及び改正案の内容）

- DB 情報は、事業所に関する統計調査の対象の抽出（法第 27 条第 2 項第 1 号）と、事業所に関する統計の作成（同項第 2 号）の目的のために提供を受けることが可能とされている。前者については、DB 情報の情報源である被調査者等の公的統計に対する信頼を確保する観点から、主たる統計の作成方法である統計調査[※]の対象の抽出の目的に限定されている。

※ 行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査（法第 2 条第 5 項）。

- 公的統計の作成に際しては、被調査者の負担軽減や精度向上が一層求められており、

- ・近年、事実の報告を求める統計調査だけでなく、意識調査等を通じて人々の意識や意向を計測し、政策立案に活用するため、統計の作成において統計調査以外の調査の重要性が増しており^{※1}、事業所について、経営状況や景気感、人材の育成や確保のための行政支援の在り方、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に関する実感や意見等を意識調査等により把握するために DB 情報の利用ニーズが高い^{※2}こと

- ・DB の運用開始から 7 年程度が経過した現在までの間、DB 情報の管理等が法の規律（法第 39 条～第 41 条）の下に適切に行われており、被調査者である事業者にも DB 情報の活用による負担軽減効果が認識されてきた^{※3}こと

等に鑑みると、事業所に関する統計調査以外の調査の対象を抽出する目的のために DB 情報の提供を受けられるようにし、その効果を及ぼすことは有効であり、また、被調査者等の公的統計に対する信頼を損なうとまでは言えないと考えられる。このため、今回、DB 情報の提供が可能な調査を、事業所に関する統計を作成するための調査であつて統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）以外の調査（事業所の長等への意識調査等）に拡大することとする。

※1 世論調査数は、全国的に 1 機関当たりの実施数・実施総数ともに直近 5 年程度で増加傾向（全国世論調査の現況（<http://survey.gov-online.go.jp/>（内閣府政府広報室）））。

※2 意識調査等の調査の対象の抽出は、法第 32 条第 2 号又は第 33 条第 1 号の規定により、DB 情報よりも若干古い場合が多い経済センサス等の調査票情報の提供を受け、これを用いて行われており、両号の規定による提供件数の約 4 分の 1 がこれに該当している（直近 3 年間で 627 件中 158 件（25.2%））。

※3 「ビジネスレジスターの整備・活用を通じて、企業の基本情報に関するデータの府省間共有を進めることは、公的統計の質の改善とともに、報告者負担の軽減も期待される。」「今後は、定期的な統計調査に加え、国・地方自治体が不定期に実施するアンケート・委託調査についても、重複、無駄の排除を徹底的に進めていくべきである。」（「公的統計の改善に向けた提言」（2016 年 4 月 日本経済団体連合会））

- 上記のとおり、意識調査等の重要性の高まりに対応し DB 情報の提供対象となる調査を拡大することに合わせ、DB の整備目的について、現在の統計調査における被調査者の負担軽減[※]に加え、統計を作成するための調査であって統計調査以外の調査における被調査者の負担軽減に資することも含めることとする。

※ このほか、正確かつ効率的な統計の作成も DB の整備目的とされている。

II-3 責務等規定の新設等について

1 背景

- 近年の情報通信技術の急速な進展により、スーパーマーケットの POS データ、インターネット通信販売のデータ、観光地における外国人旅行客の移動・購買等のデータなど民間の事業者がビッグデータとして公的統計の作成に有用な情報を保有し、また、国の行政機関や地方公共団体も、税情報や各種申請書など、他の行政機関等の公的統計の作成に有用な情報を保有している。
- 基本理念（法第3条）では、「公的統計は、適切かつ合理的な方法により、・・・作成されなければならない。」とされていること、公的統計の作成の主たる方法である統計調査について報告者の負担軽減の要望が高まっていることから、公的統計を作成する際に、当該公的統計の作成に有用な情報を保有している事業者等の情報を利活用することが重要となっている。

この点、統計改革推進会議「最終取りまとめ」においても、「地方自治体や民間が保有する各種データを用いることが、EBPM の推進や正確で効率的な統計の作成、被調査者の負担軽減に寄与すると認められる場合には、各府省においてそれらのデータを利活用できるようにすることが有用」とされている。

2 改正案の内容

(1) 責務等規定の新設

- 公的統計の中核である基幹統計については、基幹統計を作成する行政機関の長が、その作成に必要があると認めるときは、他の行政機関や地方公共団体その他の関係者に対し、必要な資料の提供等の協力を求めることができる協力要請制度が設けられている（法第29条～第31条）。
- 基幹統計の作成に有用な情報を保有している事業者等に対し、その提供の協力を求める場合には、当該協力要請制度を活用することが重要となるが、現在の協力要請制度は、協力の要請を受ける側に係る規定がないことから、今回、基幹統計の作成に有用な情報を保有している行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、基幹統計を作成する行政機関の長から資料の提供等の協力を求められたときは、その求めに応じるように努めなければならないこととする。

なお、本規定は、個人又は法人その他の団体について努力義務を定めるもの

であるが、個人又は法人その他の団体が保有情報の外部提供に慎重となる状況も想定されることから、政府は、これらの個人又は法人その他の団体に対して、協力要請制度に関して理解を得られるよう十分に説明する必要がある。

- また、公的統計は、統計調査や協力要請制度等の方法の中から、基本理念（適切かつ合理的な方法により…作成されなければならない）にのっとり、適切かつ合理的な方法により作成されることが必要であることから、この趣旨を明確にするため、今回の協力要請制度の充実に合わせて、公的統計の作成主体は、基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有することとする。
- 併せて、今後、協力要請制度の活用等の際に、公的統計の作成に関し必要な協力を得るためには、協力を要請する側が要請される側に対し、協力を得るための必要な働きかけを行うことが重要である。そのため、公的統計の作成主体は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならないこととする。

（２）協力要請制度間の連携強化

- 基幹統計を作成する行政機関の長が、法第 29 条第 2 項又は第 30 条の規定により、他の行政機関の長や地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力の求めを行ったにもかかわらずその協力を得られなかった場合には、法第 31 条第 1 項により、総務大臣が協力の求めを行うことができることとなっている。
- 現在は、法第 29 条第 2 項又は第 30 条の規定による協力の求めに対し協力が得られなかった旨を総務大臣が把握する仕組みがないため、基幹統計を作成する行政機関の長の協力要請（法第 29 条第 2 項又は第 30 条）と、総務大臣の協力要請（法第 31 条第 1 項）が連携して機能するものとなっていない。
- このため、今回、法第 29 条第 2 項又は第 30 条の規定により、基幹統計を作成する行政機関の長が協力の求めを行った場合において協力が得られなかった旨を総務大臣に通知する仕組みを設けることにより、協力要請制度間の連携を強化し、総務大臣が、法第 31 条第 1 項による協力要請を適時適切に行えるようにする。

Ⅲ 今後の課題について

I 及びIIのほか、本研究会においては、調査票情報等の利用、提供その他の事項に関する運用上の課題や中長期的な課題として、以下の意見があった。

(調査票情報等の利用、提供等関係)

○ 調査票情報をより効果的に活用する方法として、行政記録情報とリンクする方法が考えられるが、その場合、調査客体を直接識別することができる情報を利用することになるため、利用者への識別情報の提供方法や作成された統計に対する行政機関等による匿名性のチェック方法等を十分かつ慎重に検討する必要がある。

○ 学術研究目的での調査票情報の提供方法としてリモートアクセス[※]による提供が考えられるものの、行政機関等の監視等がない環境で利用者が自分の研究室等からPCにより自由に調査票情報を利用する形態であるため、その実現に当たっては、提供時における調査票情報の適正管理義務の在り方、利用条件等を法制面及び運用面から十分かつ慎重に検討する必要がある。

※ リモートアクセスとは、利用者が自分の研究室からPCにより通信回線を通じて調査票情報のデータベースにアクセスし、集計・分析を試行的に行いながら必要な集計表を作成することができる仕組みである。

○ 匿名データやオーダーメイド集計の提供事実の公表をどれくらいタイムリーに実施するかは企業が関心を持つ部分なので、迅速な実施が望まれる。

○ 匿名データについては、その提供時期が、関係する統計調査の終了時から数年を要するケースもあるため、提供時期の早期化を検討する必要がある。

○ 調査票情報を含め各種データの匿名化に当たっては、①グルーピング^{※1}、②サンプリング（リサンプリング）^{※2}、③トップ（ボトム）・コーティング^{※3}等の匿名化技術が多く利用されているが、これらの技術により匿名化を行った場合、利用者の利用目的によっては、有用なデータの情報量が相当程度少なくなりデータの活用範囲が限られるため、現在、データの種類・特性・利用目的等に応じ有用な情報を残すことができる様々な匿名化技術の研究が進められている。

したがって、こうした研究の結果、将来、利用目的等に応じて匿名性の程度が異なる匿名データの作成が可能となった場合には、国民の統計調査に対する信頼確保に配慮しつつ、利用者のニーズに応じた匿名データの提供に関する条件や技術的な対処方法等を検討することも必要ではないか。

※1 階級区分（地域、年齢等）を統合すること

※2 匿名データの作成のために、一部の調査客体の調査票情報を無作為に抽出すること

※3 識別可能性が高くなる特殊な属性をまとめること。例えば年齢が100歳以上の者がいる場合に「75歳以上」の区分にまとめる等。

- 今後、調査票情報等の二次的利用の促進を図るためには、一般利用者への普及啓発や利用時のサポート等の取組を強化する必要がある。

(責務規定等の新設等関係)

- 他の行政機関に協力要請を行う場合には、その前提として、当該機関がどのようなデータを保有しているのかを把握することが重要であるため、運用に当たっては、内閣官房情報通信技術総合戦略室が実施している行政保有データの棚卸しの結果を活用するなど、各行政機関の連携を確保する必要がある。
- 他の行政機関が保有する行政記録情報を活用することが困難な原因の一つとして、行政機関ごとにシステムが異なり、システム間の移植やコンバーターの作製を誰が行うかについて明確なルールがないことがある。この点について、改善方策を講じる必要がある。

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会の開催について

平成 29 年 9 月 11 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 目的

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、現行の統計関係法制について、総合的に見直しを行うこととされていることを踏まえ、調査票情報等の利用、提供等に関する法制的な課題の整理に当たって学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、「調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) オンライン施設における調査票情報の提供の法的な位置付けについて
- (2) 一般の人が利用できる匿名データの在り方について
- (3) 統計作成等のための情報提供等の在り方について
- (4) その他

3 構成及び運営

- (1) 研究会は、政策統括官（統計基準担当）が主宰する。
- (2) 研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 研究会に座長を置く。座長は、政策統括官（統計基準担当）があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 庶務

研究会の庶務は、総務省統計改革実行推進室が行う。

(別紙)

「調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会」構成員等

(敬称略)

(構成員)

いとう しんすけ 伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
うが かつや 宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
しょうじ まさひこ 庄司 昌彦	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授／主任研究員
ひろまつ たけし 廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科客員教授
ふじわら しずお 藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

(オブザーバー)

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣官房行政改革推進本部事務局
個人情報保護委員会事務局
総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
総務省統計局総務課

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会の開催実績

○第 1 回

- ・日 時 平成 29 年 9 月 11 日 (月) 10 : 00 ~ 12 : 00
- ・議 題
 - (1) 調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会について
 - (2) 調査票情報の二次利用制度の現状と課題について
 - (3) 法制研究会の論点

○第 2 回

- ・日 時 平成 29 年 9 月 28 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00
- ・議 題
 - (1) 二次利用制度の利用要件 (公益性) 等について
 - (2) オンサイト利用の要件について
 - (3) 二次利用制度の規律等について

○第 3 回

- ・日 時 平成 29 年 10 月 20 日 (金) 10 : 00 ~ 12 : 00
- ・議 題
 - (1) 二次利用制度の規律等について
 - (2) 個人情報保護法制との関係について

○第 4 回

- ・日 時 平成 30 年 4 月 20 日 (金) (持ち回り開催)
- ・議 題
法制研究会の審議結果について

利用者視点に立った政府統計の実現と政府統計の信頼性向上のため、研究者等の統計ユーザーから、政府統計等の作成・提供・見える化等に関するニーズを把握することを目的として、平成29年2月13日（月）～3月3日（金）の期間において調査を実施

寄せられた提案・意見・要望のうち、二次利用に関する主な意見を以下のとおり抜粋

個票データの提供手続き等に関する提案・意見・要望

- 現在の33条申請においては、書類作成並びに審査に膨大な手間と時間がかかっているが、利用許可を与えて差し支えないと判断された場合には、直接個人の特定につながる情報を除いた全変数を提供できるよう制度改正を行ってほしい。
- 個票データをもっと利用しやすくしてほしい。特に、利用期間をある程度長期にする、フィルターをかけるなどして匿名性を高めた個票データは簡単に利用できるようなるなどしてほしい。
- 個票データの目的外利用について、大学など研究機関に所属し、適切な倫理講習を受けている研究者が、適切な手順を踏み、適切に使用すれば、科研費などの公的担保がなくても、統計データの入手が簡便になるようにしてほしい。

調査票情報の活用等に関する提案・意見・要望

- 安全性やセキュリティを確保した上での「オンサイト利用」の実現に向けた検討を進めていただきたい。

利活用を行う上で制約・支障となる制度やその運用等の改善に関する提案・意見・要望

- 現在のシステムでは、個票データを申請する前に、厳密にどういう分析をするのかをすべて示さなければならない。最初は気付いていなかったが、分析の途中で得られた知見も発表できるようにしてほしい。
- 統計法33条に基づく調査票情報の利用申請は、事前に詳細な集計案を提示する必要がある、申請書の作成が極めて難しかった。平成30年から開始予定のオンサイト利用では、この問題が大幅に改善されるため、総務省統計以外の他の府省の統計についても同様のシステムでの利用を進めて頂きたい。

公的統計の改善に向けた提言

(2016年4月19日一般社団法人日本経済団体連合会) (抜粋)

2. 公的統計の改善に向けた取組

(5) 公的統計のより幅広い活用の推進

公的統計の活用推進に向けて、まずは、これらのデータの入手先である e-stat や各府省ホームページの統計サイトにおけるデータの提供の仕方について、改善が必要である。

(中略)

さらにマイクロデータの充実も求められる。そのため、オーダーメイド集計や匿名データの提供といった統計の二次的利用の促進が必要となる。本年4月に実施されるオーダーメイド集計の利用条件の緩和等は歓迎されるが、企業における利用促進に向け、今後は、利用目的を学術研究だけでなく、企業の商品開発、市場分析、地域産業の活性化等にも活かせるように緩和することが求められる。加えて、利用方法、利用条件に関するさらなる周知の徹底と利便性の向上が必要である。

(以下略)

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成 29 年 5 月統計改革推進会議）（抜粋）

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

(1) 各種データを用いた統計的分析の推進

① 各種データの利活用推進のための統計関係法制の見直し

ICTの発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まりなどに対応し、統計及び統計マイクロデータの更なる利活用とともに、新たに行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの積極的な利活用も統計システムに組み込んで、統計等データを始めとする各種データを有機的・効果的に利活用した統計的分析などを積極的に促進する。このため、現行の統計関係法制について、総合的に見直しを行い、次期通常国会に必要な法案を提出する。

(中略)

(2) 社会全体における統計等データの利活用の促進

① 統計等データの整備等にユーザーのニーズを反映する仕組み

② 統計等データの利活用の基盤の整備

統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、個別統計相互間の比較と統合型活用を可能とする関連情報の提供を含めた利活用に適した形での統計等データの管理・提供、ユーザーのデータ・リテラシーの向上など、各種基盤の整備を推進する。

このため、総務省は、以下の取組を行うこととし、その具体的な内容等について検討し、年内に結論を得る。

E B P M推進統括官は、これらの取組も活用しながら統計等データの提供を推進するとともに、E B P M推進委員会が必要に応じ意見提示等を行う。

- ・ 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進
- ・ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続の簡素化も検討

(以下略)

関係図表

調査票情報の利用及び提供に関する制度の改正案①（提供できる場合等、利用目的）

利用形態	提供先・提供できる(委託に応じることができる)場合		利用目的	
	現行	法改正後	現行	法改正後
調査票情報の提供 (法第33条第1項第1号)	・行政機関等その他これに準じる者として総務省令で定める者 (総務省令では、会計検査院、地方独立行政法人等を規定)	(変更なし)	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成	(変更なし)
(法第33条第1項第2号)	・行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 (上記の統計の作成等については、総務省令では公的機関の委託等による調査研究に係る統計の作成等を規定)	(変更なし)	統計の作成 統計的研究	(変更なし)
【新設】 (法第33条の2)	—	【新設】 ・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 (総務省令では、学術研究の発展や高等教育の発展に資すると認められる場合を規定することを想定)	—	【新設】 統計の作成 統計的研究
匿名データの提供 (法第36条)	・学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で認める場合 (総務省令では、学術研究、高等教育、国際経済社会の発展にすると認められる場合を規定。)	・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 (総務省令では、左記と同じ場合のほか、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野(健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災、移動等)のいずれかに係る統計の作成等で、被提供者から当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に繋がることが示されている場合は提供できる旨を規定することを想定)	(総務省令で統計の作成又は統計的研究であることを規定)	(追加) 統計の作成 統計的研究
オーダーメイド集計 (法第34条)	・学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で認める場合 (総務省令では、学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合を規定。)	・学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 (総務省令では、左記と同じ場合のほか、匿名データの提供と同様の場合には委託に応じることができることを想定)	統計の作成 統計的研究	(変更なし)

(注)統計法において、各類型に該当する場合を総務省令で規定するに当たっては、統計委員会の意見を聴くことを規定。

調査票情報の利用及び提供に関する制度の改正案②（提供事実等の公表、成果の提出・公表）

利用形態	調査実施者による提供事実 （委託に応じる事実）の公表		被提供者から調査実施者 への成果の提出		調査実施者による成果の公表	
	現行	法改正後	現行	法改正後	現行	法改正後
調査票情報の提供 （法第33条第1項第1号）	（無）	（変更なし）	（ガイドラインで調査実施者が利用者へ成果の報告を求めることを規定）	（変更なし）	（無）	（変更なし）
（法第33条第1項第2号）	（無）	（追加） 公表義務あり	（ガイドラインで調査実施者が利用者へ成果の報告を求めることを規定）	（追加） 提出義務あり	（無）	（追加） 公表義務あり
【新設】 （法第33条の2）	—	【新設】 公表義務あり	—	【新設】 提出義務あり	—	【新設】 公表義務あり
匿名データの提供 （法第36条）	（無）	（追加） 公表義務あり	（総務省令で利用者が調査実施者へ利用実績報告書を提出することを規定）	（追加） 提出義務あり	（総務省令で利用実績報告書を公表できる旨を規定）	（追加） 公表義務あり
オーダーメイド集計 （法第34条）	（無）	（追加） 公表義務あり	（該当なし）	—	（無）	（追加） 公表義務あり

（注）「成果」とは、提供を受けた調査票情報や匿名データを用いて作成した統計や統計的研究の成果をいう。

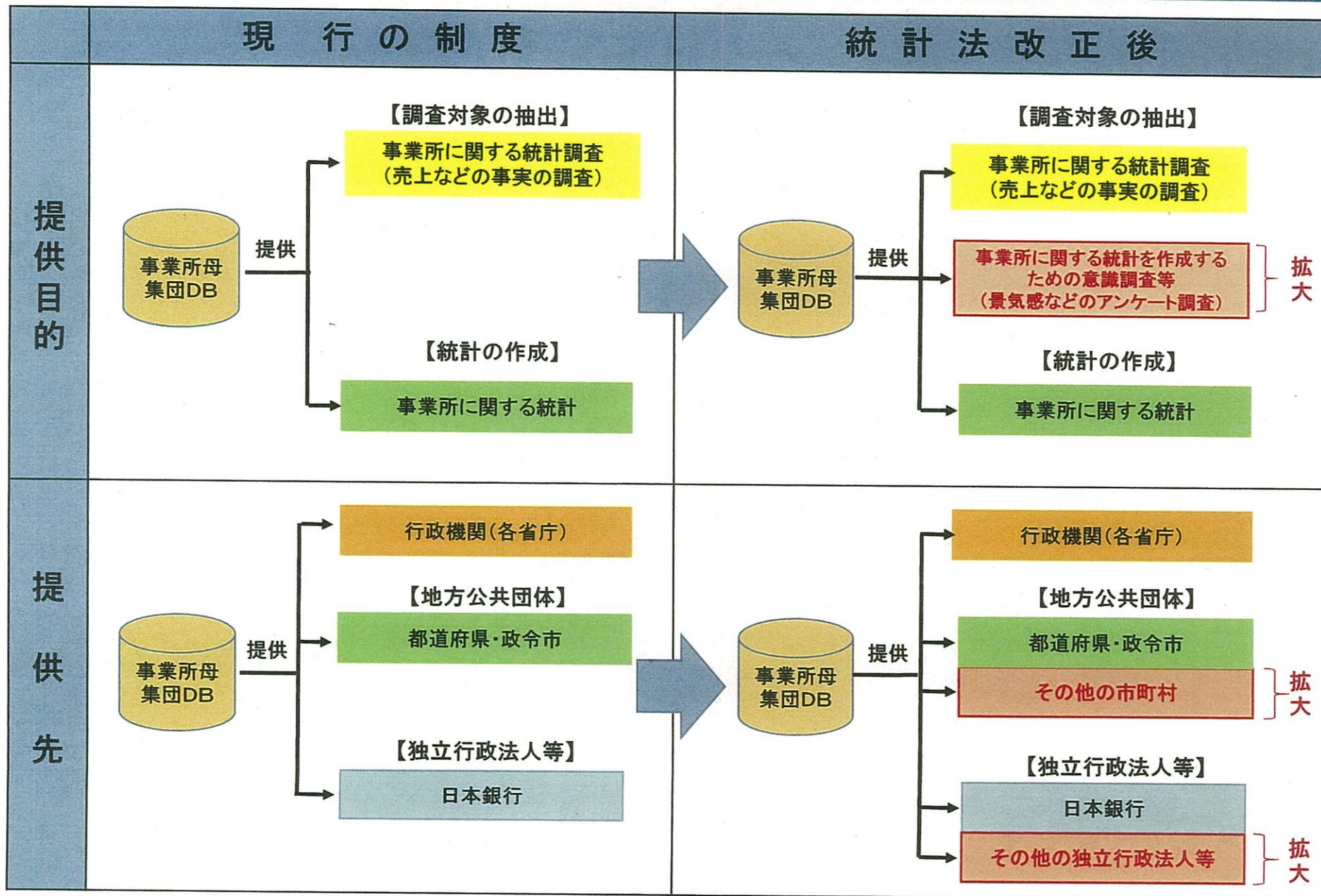
調査票情報の利用及び提供に関する制度の改正案③（適正管理、手数料）

利用形態	調査票情報・匿名データの適正管理				提供の手数料	
	調査実施者		利用者		現行	法改正後
	現行	法改正後	現行	法改正後		
調査票情報の提供 (法第33条第1項第1号)	適正管理義務 有り	適正管理義務有り (統計委員会の意見を聴いた上で、具体的な適正管理措置を規定する総務省令を追加)	適正管理義務 有り	適正管理義務有り (統計委員会の意見を聴いた上で、具体的な適正管理措置を規定する総務省令を追加。)	無料	(変更なし)
(法第33条第1項第2号)					無料	(変更なし)
【新設】 (法第33条の2)	—	【新設】 適正管理義務有り (上記省令を含む)	—	【新設】 適正管理義務有り (上記省令を含む)	—	【新設】 有料
匿名データの提供 (法第36条)	適正管理義務 有り	適正管理義務有り (統計委員会の意見を聴いた上で、具体的な適正管理措置を規定する総務省令を追加)	適正管理義務 有り	適正管理義務有り (統計委員会の意見を聴いた上で、具体的な適正管理措置を規定する総務省令を追加)	有料	(変更なし)
オーダーメイド集計 (法第34条)	(ガイドラインで所要の措置を講じることを規定)	(変更なし)	(無)	(変更なし)	有料	(変更なし)

統計委員会の機能・体制の強化

	現 行 の 制 度	統 計 法 改 正 後
機 能	<p>【統計法上の諮問事項・法施行状況への意見】</p> <p>※ 統計委員会は重要な統計調査の承認等の諮問、統計法の施行状況の報告についてのみ、意見を申出</p>	<p>【機動的で幅広い意見・基本計画の実施状況への勧告】</p> <p>※ 統計委員会は、諮問を待たず、公的統計の重点的な整備等の幅広い事項に関し機動的に意見を申出。主要な政省令の制定・改廃を統計委員会への諮問事項に追加。また、基本計画の実施状況については総務大臣・関係大臣に勧告することが可能。</p>
体 制	<p>【統計委員会と各府省の関係が制度上、不明確】</p>	<p>【各府省の統計部門を統計委員会の下で系統化】</p> <p>※ 各府省と統計委員会との間の調整を行う統計委員会の補佐機関として幹事を設置。</p>

事業所母集団データベースの情報の提供目的・提供先の拡大



責務等規定の新設等

責務等規定の新設※第3条の2	公的統計の作成に関して設ける責務	主体	責務・役割の内容	具体的な事務の例
		1. 行政機関等	<p>(1) 行政機関等は、基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する(第1項)。</p> <p>(2) 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得よう努めなければならない(第2項)。</p>	<p>(1) 個別の公的統計の作成(行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成)[※行政機関等は、民間の事業者や他の行政機関等が保有する公的統計の作成に有用な情報の利活用を含め、考えられる作成方法のうち「適切かつ合理的な方法」を選択]</p> <p>(2) 統計調査を実施する際の事前広報、基幹統計の作成に有用な情報を保有する事業者に対して協力の要請をする際に行う必要な情報提供、一般向けの意識啓発や統計リテラシー向上のための教育又は広報活動等</p>
	基幹統計の作成に関して協力義務に応じる努力義務	2. 基幹統計を作成する行政機関の長からの協力要請を受けた関係者等	<p>基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない(第3項)。</p>	<p>・公的統計の作成(データの補正・補完も含む)に有用な情報(外国人旅行者の購買情報・位置情報、スーパーマーケットの保有するPOSデータ、インターネット通信販売のデータ等)を保有する事業者から、当該情報の提供を当該公的統計の作成主体に対して行う協力</p> <p>・税情報や各種申請書などを保有する国の行政機関や地方公共団体からの同様の協力 等</p>

基幹統計の作成に関し、協力要請に応じる努力義務等の新設+協力要請制度間の連携強化⇒協力要請制度の積極的な活用

責務等規定

基幹統計の精度向上や効率的作成、基幹統計調査の報告者の負担軽減が促進

